1. 要綱改正 (案)・その他協議会の運営等について

意見・質問

①意見への対応において、協議すべきことの内容 (施設の必要性) や、意見が決議されるかという 根柢の部分で、行政が決議も取らず進めるという のであれば、「協議会」ではありませんので、「説 明会」と改めてください。

「伺った意見は反映できるものは反映する」とした過去の説明会と同様、「住民の理解を得られたと判断された後に施設整備事業に着手する」とした4団体の基本事項確認書を反故にし、住民の理解を得ないまま推し進める行政の姿勢はこの協議会でも何ら変わりありません。「説明会」の要綱としてなら納得いたします。

②連絡協議会は議決機関では無いとのことですが、協議会の定義を委員の皆様が納得する形で説明をしてください。「※「協議」とは討議でなされた議論を踏まえて、議案提出者が出した議案(協議事項)について会議のメンバーが議案に反対、賛成、内容の変更等の意見を出したりして、修正後に多数決を取ります。」と言われています。

どうしても連絡協議会は議決機関では無いとの 事で有れば名称を変更して欲しい→「施設整備に 関する行政からの報告会」等

③「施設整備地域連絡協議会設置要綱の一部改正 案に対する意見一覧」の「対応」欄記載に、「協議 会は議決機関ではありません。」との記載がありま す。

「協議」の意味には、辞書によっては「話し合って決めること。」と説明されているものもありますので、この「協議会」が「議決機関」でないのならば、会議の名称を「意見交換会」「相談会」等もっと議決機関ではないことが明確な表現に変更し、要綱にも明確に「議決機関」でないことを明記すべきと思いました。

この名称のままでは、「協議会」を知らない第三

対 応

連絡協議会の「協議」ですが、広辞苑など多く の辞書に記されています「相談」、「話し合い」の 意味で使用しています。

「説明会」の名称では、委員を限定せずに広く 一般に行われる「シンポジウム」「パネルディス カッション」「意見交換会」などとの違いが分か りづらいと考えます。

議決機関ではないとは、この協議会は相談する場、話し合いの場であり、例えば施設の必要性等を決定する権限を持つ組織ではないという意味です。

なお、協議会で伺った意見については、3市市 長及び衛生組合管理者へ報告する中で、判断して いきたいと考えております。

連絡協議会の「協議」ですが、広辞苑など多く の辞書に記されています「相談」、「話し合い」の 意味で使用しています。

協議の場では、「全委員が納得」することは、理 想でありますが、難しいことと考えます。少数意 見を尊重しつつ、伺ったご意見を参考に判断いた します。

連絡協議会の「協議」ですが、広辞苑など多く の辞書に記されています「相談」、「話し合い」の 意味で使用しています。

議決機関ではないとは、この協議会は相談する場、話し合いの場であり、例えば施設の必要性等を決定する権限を持つ組織ではないという意味です。

「説明会」の名称では、委員を限定せず、広く 一般に行われる「シンポジウム」「パネルディス カッション」「意見交換会」など、との違いが分 かりづらいと考えます。 者からは、近隣住民が「話し合って決める」会議 と思われ、事実を欺いた名称だと思います。

④議決なしとのことですが、何のための協議なのでしょう。具体的な結論を求めているのでしょう。 真剣な反対議論あるいは有意義な状況が生みだせるのでしょうか。結論、施設建設ありき、どのような施設建設へ持っていくのでしょうか。私達個々の意見が反映できるのでしょうか。決をとらなくてもよい結論がでてくるのでしょうか。必要な施設、最良の施設を求めていきたいと思う。

協議会では、デザインなどの「施設の姿」及び 「施設の環境対策」についての協議をお願いしま す。

施設は、必要不可欠な施設としてすでに3市及 び組合で、建設する意思決定をしています。

周辺地域にとって最良の施設となるようご意 見をいただきたいと考えています。

⑤協議会で決をとる条件を追加しない理由はなぜですか?前回「協議会は議決機関ではない」とコメントしているが、理由もなく議決機関ではないと言われても理解できません。協議会では決をとる場面があるため、議決機関であるという認識です。そのため、決について条件を追加することが必要と考えています。

議決機関ではないとは、この協議会は相談する場、話し合いの場であり、例えば施設の必要性等を決定する権限を持つ組織ではないという意味です。

なお、協議会で伺った意見については、3市市 長及び衛生組合管理者へ報告する中で、判断して いきたいと考えております。

⑥要綱改正案に対する意見のなかで、議決機関ではないので決はとりませんとのことですが、では、何の為の協議会なのでしょうか。昨年一年間実施していた住民説明会を今後も定期的に開催して、一般市民の方のご意見を聞かれていれば良いのでは。少なくとも協議会を立ち上げて各地域の代表者等を集めるのであれば、各案件について各団体の意見等を聞きとり、案件によっては決をとらないまでも賛否の確認をとるべきです。

議決機関ではないとは、この協議会は相談する場、話し合いの場であり、例えば施設の必要性等を決定する権限を持つ組織ではないという意味です。

協議会全体としては、各案件についてこうでしたと各団体の代表者等がそれぞれ持ち返って検討するときに住民に報告し、納得をしてもらうには 賛否の確認は何より重要であり、今後の衛生組合に対する住民の信頼を確保する為にも必要であると考えます。 なお、協議会で伺った意見については、3市市 長及び衛生組合管理者へ報告する中で、判断して いきたいと考えております。

賛成の立場、反対の立場、組合及び三市が協力 していく為にも再考すべきものであると思いま す。 また、単に施設建設反対との意見については、 協議会では説明は行いますが、協議の対象とはし ていません。 ⑦この要綱は、平成 26 年 2 月 12 日から施行する

この要綱は、平成26年2月12日に制定する現時点でまだ施行はされていないと思います。

協議会は、平成 26 年 2 月 12 日からすでに施 行されています。

その他協議会の運営等について

⑧基本的に、大義名分のない協議会設置要綱であると思料されるので、要綱を設置することに異存はないが、協議会で協議した内容(3市共同資源物処理施設建設の可否を含む)を正確に3市長に報告するとともに、協議会の趣旨として3市長は、協議会の意見を最大限尊重してほしい。

協議会で協議した内容・意見について、3市長・ 組合管理者に報告いたします。

⑨前回の意見をまとめた資料が配布されました が、意見を書かれた方には連絡協議会の場で意見 の説明をするようにしてください。

誰が書いたかもわからないのでは、責任の無い 意見が書かれることが懸念されます。

⑩自治会、理事会の代表者が集まって協議(協議になっていなければ発言)をする場ですので本来は会議の場でお顔を合わせて意見を発するべきです。このようなアンケート方式で誰の意見かもわからないのでは集まる意味がありません。前回の意見を含め、記名で提出された責任のある意見をまとめる際には氏名も記載してください。また、まとめたものを司会が読み上げるのではなく、意見をいただいた方に発言して頂くことがお互いに

会議時間に制約のある中で、欠席者を含め、より多くの委員の方にご意見を伺うため、事前に伺わせていただきました。

今後は、なるべく会議の中で意見を伺いたいと 思いますが、事前に伺う場合には、どなたの意見 なのかがわかるような方法を検討します。

会議時間に制約のある中で、欠席者を含め、より多くの委員の方にご意見を伺うため、事前に伺わせていただきました。

今後は、なるべく会議の中で意見を伺いたいと 思いますが、事前に伺う場合には、どなたの意見 なのかがわかるような方法を検討します。

⑩協議会の内容だけでは参加者以外の住民への情報公開が不十分です。「会議録と共に会議録音データと協議会資料もホームページに公開する」として下さい。

地域の仲間を知ることになると思います。

会議の内容については会議録を全文でホームページへ掲載します。また、資料についても掲載します。

⑫協議会が開催される二週程度前から、三市のホームページに協議会の開催についてアナウンスをして下さい。

また、協議会の開催される一週間程度前に、次回協議会の資料を配付するようにして下さい。

協議会開催についての情報提供は、3 市ホームページにも掲載しています。

会議開催に関する情報提供は、早めに提供できるように努力いたしますが。次回の資料については、協議会開催に至るまでの日程調整や資料の検討・作成などに期間が必要ですので、期間をお約束することはできません。

③「一部改正案に対する意見一覧」に賛成の意見 ご意見は漏れがないように掲載しています。 のみを載せるのはいかがなものでしょうか。今後 もこのような意見を載せるのであれば、反対の意 見も載せるようにしてください。 ④前回の協議会後にお話をしましたが、協議会の ご指摘のとおり努力いたします。 進め方を改善してください。衛生組合は、素人に 基本構想(案)の説明では、プロジェクタを使 プロジェクトを理解してもらう必要がありません って画像を含めて、説明します。 専門用語の使用についても、ご指摘のように努 か?わかりやすい資料を作り、プロジェクタを使 ってプレゼンするようにしてください。 力いたします。 極力、専門用語や略語は使わずに丁寧に説明し てください。「容り法」などと言われて、すぐに理 解できる住民はあまりいません。 基本的に数字を出す場合には、口頭でなく資料 に加えておいてください。 ご指摘のとおりといたします。 ⑤連絡協議会の中で議題が終わらない時は、次回 の優先議題として進めてほしい。 ただし、市長・組合管理者が出席する場合や全 体の進捗状況により、関連する議題を優先させて いただくこともありますので、ご理解ください。 ⑩連絡協議会の最後に、次回の日程を決めてほし 毎回の会議の中で、次回の会議の予定をお知ら 11 せし、日程が決まり次第通知いたします。会場の 確保など、事前に決定しておくことが難しいこと もありますので、ご理解ください。 当分の間は、ご指摘のとおりとさせていただき ⑪現在の状況では、会議参加団体の中から会長、 副会長の選任は、困難です。 ます。 小平・村山・大和衛生組合主導の会議で進める 特に要綱など、協議会の運営に係る調整が整う 体制のほうが運営がスムーズに行きそうです。 までは、4団体で進めさせていただきたいと考え ⑱協議会のメンバは建設に反対者が多い中での 3 今後とも、3市と組合の会議とともに協議会に 市との会議の運営は、平行線、決まらないと思い 情報を提供し意見を伺いながら、計画を進めたい ます。尚、3市で建設の運営に関しての会議に持っ と考えています。 ていく方向性でいいのではないでしょうか。 ⑩改正案に賛成です。しかし、次回以降も改正は ご指摘のとおりといたします。 意見等あれば議題としてあつかわれるようにして 下さい。 ②要綱に関しては了解です。施設建設のプランニングの段階になりましたら参加させていただきたい

とは思っています。

- ②今年度から参加させていただきましたので、まだ、色々なご意見を聞いてから判断したい。
- ②意見はありません。 3件
- ②特に問題なし。このまま進めてほしい。(電話)

施設整備地域連絡協議会傍聴要領(案)について

2. 施設整備地域連絡協議会傍聴要領(案)について	
意見・質問	対 応
①第3条→ホームページで開催日の2週間前に行	会議開催に関する情報提供については、早め
う。パソコンをされない方もいますので、「各市の	に提供できるように努力いたしますが、お約束
市報に開催日の2週間前に掲載する。」としてくだ	できませんので規定はいたしません。市報につ
さい。	いては、発行日や原稿の締め切り日の関係で、
	掲載についてお約束することはできません。
②現在、協議会の開催を知らせるホームページには	傍聴の事前申し込みをお願いしているのは、
傍聴の要綱にない「傍聴申込み」が記載され氏名住	会場の制約がある中で、計画に関心のある(傍
所を書き、事前申し込みをするように記載されてい	聴を希望する)方が多く来場して会議開会前に
ますが、事前申込みが必要な傍聴はおかしいです。	会場が混乱することを懸念したためです。「当日
当日まで予定の立たない方を排除している可能性	まで予定の立たない方を排除している」ためで
が大きいので定員オーバーの場合は入れないこと	はありません。
もありますとすべきです。東大和市で定員を超えた	ご指摘の趣旨に沿い、「会場の都合による定員
傍聴を別室で音声のみ聞いたことがあります。 万一	を超える場合には、傍聴をおことわりする場合
定員を超えた場合も人数によっては立ち見や、その	もあります。」等、表記を検討します。
他の対応を考え、それが出来ない場合は帰っていた	定員を超えた場合の対応は、協議会の場で諮
だくのが開かれた情報公開だと思います。	ることも検討します。
③要綱案というよりも、傍聴について参加者が少な	傍聴は、当日の受付でも可能です。ただし、
いように思います。申し込みの周知も必要と考えま	会場の制約がありますので、無制限にはできな
すが、当日席を設けてみる事も必要でないでしょう	いことから、原案は、20人としています。
か。近隣の方に聞いても傍聴申し込みを知らない方	告知方法は、日程との関係からホームページ
がいらっしゃいましたので、告知方法について要検	に掲載することで対応したいと考えておりま
討だと思います。	す。
④傍聴要綱(案)と、当日配付された「傍聴にあた	傍聴取扱要領(案)に沿って見直しします。
ってのお願い」の内容と不整合があるのはなぜです	
カュ?	
⑤傍聴人の定数を 20 名以内としているのはなぜで	会場の制約がありますので、無制限にはでき
すか?会場に余裕があれば、もう少し多く設定して	ないことから、原案は、20人としていますが、
も良いかと思います。	柔軟な対応について検討いたします。
	また、傍聴できない方にも会議録等の公開に
	より情報提供いたします。
⑥傍聴の人数は制限をしないで参加して頂く方が	会場の制約がありますので、無制限にはでき
よいと思います。場所の問題も有ると思いますが、	ないことから、原案は、20人としていますが、
立ち席での傍聴でも可能と思われます。	柔軟な対応について検討いたします。また、傍
また、傍聴参加は当日受付けも可能としては如何	聴は当日の受付でも可能です。
でしょうか?	
⑦「傍聴にあたってのお願い」には問題があります	が、傍聴要綱(案)は大筋問題ないかと思う。

- ⑧特に問題ありません。9件
- ⑨案に賛成です。しかし、今後改正も必要であれば、議題としてあつかうようにしてください。
- ⑩賛成します。2件
- (1)未記入

3. 各市のごみ処理の現状と課題についての質問等

3. 各市のごみ処理の現状と課題についての質問等	
意見・質問	対 応
①3 市共同資源化事業は平成 15 年度、16 年度から	検討します。
検討されてきたと常々仰っているのですから、近年	
5 年分のデータだけしか提出されないのはおかし	
いです。同様の意見が協議会中にもあったと思いま	
す。	
平成 19 年 3 月「3 市共同資源化等に関する調査報	
告書」において、平成17年度のゴミ量データをも	
とに増えていくだろうゴミの推移値と減量の目標	
値を設定している訳ですから、それらと比較が出来	
る 17 年度からの実績データをお教えください。	
②資料については、フォーマットを統一すべきでは	ご指摘のとおり、原則、統一フォーマットに
ないか?特に東大和市の資料は不誠実であり、ごみ	より提供できるようにいたします。
処理の現状把握と課題認識が欠如しているように	
感じる。また、衛生組合事務局も3市のフォーマッ	
トを統一するなり、もっと誠実に対応して欲しい。	
③正直言って各市の担当者の方がお忙しいなかに	ご指摘のとおり、原則、統一フォーマットに
作成されたので言いにくいのですが、東大和市のも	より提供できるようにいたします。また、統一
のが他の二市のものと比較して見劣りしていまし	フォーマットは、住民にとって分かりやすいも
た。また、できましたら、三市でデータについて統	のとするように努力いたします。
一した基準であると比較しやすいので、今後検討願	
います。	
武蔵村山市のものは、委託業者等も記載されてお	
り良かったと思います。	
私共のマンションの一般の居住者の方にもわかり	
やすいものをお願いいたします。	
④なぜ3市の報告資料のフォーマット、記載の用語	ご指摘のとおり、原則、統一フォーマットに
の定義を統一せずにバラバラに作成されたのでし	より提供できるようにいたします。
ょうか?今からでも結構ですので、統一されたもの	
を作成していただきたい。	
⑤協議会でも発言しましたが、表やグラフで比較す	ご指摘のとおり、原則、統一フォーマットに
るのであれば、単語の定義、単位について統一すべ	より提供できるようにいたします。
きです。	
表やグラフについては、縦軸や横軸についてもス	
ケールを合わせないと何を見ているのかわからな	
くなります。	
表やグラフだけではなく、資料のフォーマットも	
合わせます。	

⑥武蔵村山市長より、「民間事業者への委託により 処理をしているため、資源の買い取り価格などの影響を受けやすく委託単価の増減はもとより、民間事業者の事情によっては、処理委託契約が出来なくなる恐れがある」との話がありましたが、良く理解が出来ません。資源の買い取りは民間でも、公共でもあるものですか。

民間がその影響を受けやすいというのはその変動を委託単価に不当にのせてくるということですか。

⑦武蔵村山市の平成17年から、東大和市は民間委託となった21年度からの委託単価の変動データと、それに平行した公共での資源買い取り価格の変動データを教えてください。

「民間事業者の事情によっては、処理委託契約ができなくなる恐れがある。」ということについては、「市況状況によっては、コストを考えると、買い取りができない、あるいは、民間事業者であると、経営状況の悪化等による業務縮小に伴って、資源の受け入れ処理そのものができなくなる可能性もあります。」という意味で、「委託先の意向によっては処理が継続できなくなるなど、安定したごみ処理の継続性が不安定な状況です。」ということです。

また、資源の買い取りは、民間が行うもので、 公共の買い取りはありません。

委託単価につきましては、業者が、「この事業を行うに当たって、いくらの費用が掛かる。」という見積もりが出る。一方、市側は、積算という形で、委託費用を算出し、双方合意の上で委託費用が決まりますので、民間が、「買い取り価格の変動を委託単価に不当に載せてくる。」という意味ではありません。

武蔵村山市では、平成22年度までは民間業者に対し、資源化事業に係る収入から支出を差し引いた赤字分を補助金として支出する形で事業を行っていましたので、委託単価のデータはありません。平成23年度からは、廃棄物資源物分別処理委託という形で、毎月委託料を支出しています。この委託量は、資源物全体で算出(支出)していますので、資源の項目(容リプラやペットボトルなど)ごとには算出できません。全体の委託料を、参考にお示しします。

<参考>武蔵村山市の年度別

廃棄物資源物分別処理委託料

平成年度	年間処理委託費用 () 内は、月額
23	約 121,250 千円(10,104 千円)
24	約 120,892 千円(10,074 千円)
25	約 120,892 千円(10,074 千円)
26	約 124,346 千円(10,362 千円)

東大和市では、容リプラの中間処理を委託しており、委託単価は平成 21 年度から 35,000円/t (消費税等の額を除く)で、変動はありません。

⑧民間事業者の事情によって処理委託契約が出来なくなった実例が多摩であればお教えください。 ⑨3市が二ツ塚に搬入した量(一人当り/年間)の過去10年間の推移と他市との比較ができる資料を提示してほしい。	資源の売り払いについては、両市とも容り法に基づく指定法人ルートによる資源化を行っているため、売り払い収入は生じておりません。 平成25年1月、東村山市において生ごみたい肥化を委託している事業者の施設停止により、生ごみの資源化事業の継続が困難となった例があります。市は資源化を一時中断、やむなく焼却処理をしています。 準備します。
⑩ゴミの対策費用についての数値が無いのはなぜでしょう?判断に必要な項目だと思います。	3市共同資源物処理施設は、公設を原則としています。運営や管理方法については、今後、施設整備実施計画で、費用対効果を検討し定めることとなります。
①ゴミ量が全体的に過去5年増加しておらず、むしろ減少傾向にあるため、やはり今回の施設建設の必要性が感じられません。 さらに、今回の施設が建設されることによる、期待される効果まで盛り込むことはできないのでしょうか? 施設建設が本当に必要なのであれば、もっと必要であることを訴えかける資料を作成いただけないでしょうか?この資料では、当自治会に対し、「やはり施設建設の必要性は無いですよね。」としか説明できません。	プラスチックは、その軽い、加工しやすいなどの特徴により、容器や包装材としても広く利用されています。また、リデュース(発生抑制)の観点から軽量化が進められ、現状で重量ベースでは減少傾向にあります。しかし、今後とも容器や包装材として使用され、総排出物に占める容積(容量ベース)は増加していくものと考えています。 施設を建設する目的(期待される効果)は、処理施設の共同化(集約化)により、環境対策など、より高度化した施設を、単独で行うことに比べて、経済的に整備することができることができ、資源やごみ処理の流れからすると下流側の施設の規模を小さくすることができることができ、資料については、検討いたしますが、現状の処理システム(安定した廃棄物処理)の維持のためにも、必要な施設ですので、合わせて説明することといたします。
②今後の会議の中で新しい情報があれば提供して ください。	ご指摘のとおりといたします。

③即近のプラ処理各市の実数、稼働車両、人員等具 今後、継続して資料の作成等、検討します。 体的な数字が知りたいと思う。そうした中で桜が丘 建設規模等具体案を提示してほしいと思う。今後施 設の稼働実態どのような経費が必要なのか知りた 11 ⑭ゴミ処理施設等の財政面について 施設整備費は、おおむね、1/3が国の交付金、 処理にかかる費用+施設の維持費が、今後、住民に 残りの2/3のうち75%を起債(借金)で賄う計 負担となる可能性が知りたい。 画です。 施設建設後 15 年間は、起債償還(借金返済) を伴いますが、現状の処理システム(安定した 廃棄物処理) の維持のためにも、必要な施設で すので、新たな負担を伴うものとは考えていま せん。 VOC対策としては、濃度が極めて低いこと (5)VOC、においの問題に対して、現状ではどのよう な対策を考えておられますか などから、吸着方式の活性炭による処理が一般 的となっています。近隣では、これに加え、触 媒酸化分解を行う光触媒が採用されていますの で、この技術を参考にする考えです。 ⑩今回記載した以外に、会議録をいただいた時点で新たな質問が発生した場合は、後日に改めて質問 させていただきたいと思います。(会議録の出る前の意見の〆切日は考えていただきたいと思いま す。) ⑪未記入 2件 18特に有りません。3件

19無し(電話)

4. 施設見学会についての意見

※ 施設見学については、平日の参加が難しいことからビデオ上映を検討しています。また、施設見学をしたいという方もおりますので、処理工程を理解いただくため、個別対応を検討しています。その際には近隣の施設を予定しています。

意見・質問

①昨年の2月説明会で小平副市長が"2品目でなおかつ完全密封のようなイメージで、最先端の技術を使ってそこで公害を出さないような施設でやっていきたい"としながらも、"理想的な部分だったら、ものすごい膨大なコストをかければできるけど、そうはいかないので、最低レベル、基準はやるけれども…"と発言をしています。

良い施設を見学しても後でここには予算上、その装備は出来ないと言われるのでは困ります。見学した施設の装備は導入できるという予算を提示していただいた上で、桜が丘と同じ敷地面積でかつ住宅地に接する施設の見学を希望します。

②説明であったように、単に施設を見学して知識レベルを上げることも必要ですが、桜が丘のように住宅地の施設を見学する必要があります。

次回協議会までに、ほぼ同条件の施設を何点か抽 出しておいてください。

寝屋川は候補になるでしょうか。

③見学可能な施設の候補をいくつか挙げ、今回建設 されようとしている施設との比較資料を作成して、 本協議会で並べて意見交換した後に、見学する施設 を決定したらいかがでしょうか。

④38 万人程度の人口で排出するペット+容器包装プラを 4500 ㎡程度の敷地で処理をしている施設、又、施設用地に住宅が隣接している施設をリストアップして、次回の連絡協議会で委員に報告して頂けないでしょうか。以上の条件に該当する施設が無ければ、該当する施設は国内に無しとの回答をお願いします。 以下の内容でリストを作成して頂けると助かります。1.施設名 2.施設敷地面積 3.人口 4.施設の住所 5.施設の電話番号

対 応

現段階で、桜が丘と同じ敷地面積でかつ住 宅地に接する施設の把握はできていません。

また、施設見学会は、類似施設の設備や機器、 作業状況の見学を目的としており、日程はマイクロバスによる日帰りを予定しています。 このため、見学対象施設は、その条件で選定することとします。

現段階で、桜が丘と同じ敷地面積でかつ住宅 地に接する施設の把握はできていません。

また、施設見学会は、類似施設の設備や機器、 作業状況の見学を目的としており、日程はマイクロバスによる日帰りを予定しています。 このため、見学対象施設は、その条件で選定することとします。

現段階で、桜が丘と同じ敷地面積でかつ住宅 地に接する施設の把握はできていません。

また、施設見学会は、類似施設の設備や機器、 作業状況の見学を目的としており、日程はマイクロバスによる日帰りを予定しています。 このため、見学対象施設は、その条件で選定することとします。

ご指摘の条件の施設は、把握していません。

⑤実際の施設見学により、より良い施設建設に伴う参考になればと思うので、規模に合うあわないは 別に必要と思うので是非実施してほしい。
②塩乳の内容な強羽ナスとしが重亜です。 参加な参切します
⑥施設の内容を確認することが重要です。参加を希望します。
⑦前回は時間がなくて出来ませんでしたが、最低ビデオだけでも見たかった。
 他に希望者がおられましたら、見学に参加したいと思っています。 日程・時間はいつでも結構で
す。
У o
⑧早く日程を決めてほしい。
⑨ビデオ等で見せてもらいたいです。
の日坐人に こいマル 再個の人の字単歴ナー よりししょ L マにょこのでもしば白いしは田いナナ
⑩見学会については、要綱や会の運営等をしっかりとした上で行なうのであれば良いとは思います
が、現在の状況ではそれをおいて実施することは賛成しません。また、現在出席していない各団体
の方や、特に施設予定地に近い住民の方についても、できる限り出席を要請して実施することが今
後の為に良いのではないかと思います。
また、出席できない場合も考えて 2~3 日程度間隔を空けて実施していただけるとたすかります。
⑪現在東大和で行われているプラスチックゴミの処理状況の見学と今後の進め方を知りたい。
⑫大局的なごみ処理行政の視点に立ち、もっと協議を尽くした上で、必要であれば事前に資料を収集
 し、条件や規模に見合った施設見学を企画すべきであり、拙速にやっても意味がない。
③要綱も決めないで、又、皆の意見を集約して目的を持って見学しないと無意味と思います。
受女啊 UKのないで、人、目の忘れで来前して自由を持って元子のないで、本方。
⑤設定された条件と都合があえば参加します。
16なし
切なし(電話)
® 未記入

5. その他の質問等

意見•質問

対 応

①平成 25 年 1 月に 4 団体で合意した「3 市共 同資源化事業に関する基本事項」の全文を委員 に配付して欲しい。

※3 市共同資源物処理施設は想定地周辺地域 住民の理解を得ることを前提に協調して事業を 推進する」更に「周辺住民の理解を得られたと 判断したのちに事業に着手する」と書かれた「3 市共同資源化事業に関する基本事項」が4団体 で合意し、署名。捺印されました。

住民説明会の結果報告書では「周辺住民の理解を得られたとは言い難い」との判断をしています。

4 団体の長が自ら合意した内容を守っているのか、守っていないのかを知る必要があります。

周辺住民もそうですが、連絡協議会に参加している地域委員の方も「3 市共同資源化事業に関する基本事項」がどのような内容なのか、合意した内容が守られているのかを知らないと思います。

ご指摘の4団体合意事項の内容は、平成25年1 1月29日付の「3市共同資源化事業に関する確認 書」(合意)の内容に、変更されています。

変更後の確認書では、「周辺住民の理解を得られたと判断したのちに事業に着手する」との表現はありません。

なお、両確認書については、参考に配布します。

②連絡協議会設置に向けての考え方の中で、昨年2月から3月の説明会の中で「施設周辺住民と継続的に事業内容を協議できる場を求める意見を多く頂きました」と書かれています。

住民説明会の結果報告書や説明会会議録を参 照して書かれたと思われますが、どこの説明会 でそのような発言があったのか、具体的に教え てください。

「地域住民の理解を得るために継続して(説明会)は開催されるのか。」「開催時期が3月までとは短すぎる。時間をかけて説明してほしい。」など、の意見のほか、「想定地選定理由の知り方は。」「健康被害については(市民と)十分話し合ってもらいたい。」など、継続的な説明(協議)する場を求める趣旨の発言もありました。

- ③組合ホームページにおいて、「連絡協議会」は 2つあり、どなたがみても混乱いたします。
- ○平成 25 年度第 2 回施設整備地域連絡協議会 の開催について
- ○平成 25 年度 第 5 回連絡協議会の開催について

短くて分かりやすい名称になりませんか。

ご指摘の趣旨に沿って検討します。

④中島町の「連絡協議会開催のお知らせ」にお | 傍聴について掲載します。 いては、平成23年2月組合定例会で「衛生組 合における焼却炉の周辺住民についての情報格 差の是正についての陳情」が採択された後、傍 聴のお知らせも掲示されていたにもかかわら ず、いつの間にか傍聴のお知らせもなくなって います。どのような所存でしょうか。

その他の意見

①前回の意見一覧に建設の賛否意見の記載がありましたので私も述べさせていただきます。

資源物処理施設が建設されても、小平・村山・大和衛生組合に搬入されるゴミの量が削減されるのは、 現在焼却処理されている小平市の軟質プラスチック年間 1000 t のみだと協議会にて回答がありまし た。(※組合総搬入量、平成 25 年度 73,307t/年)それ以外のプラ(ペットボトル、容器包装プラス チック) は民間委託という方法であってもリサイクルされています。 ペットボトルについては店頭回 収とし行政回収をしない市も出てきており、そういった方法で減らすべきです。プラスチック2品目 の処理施設が建設されても、それ以外の品目の資源物について各市が処理を維持していく必要は変わ りませんし、焼却炉の建て替えにサーマルリサイクルが出来る焼却炉が予定されていることを考えれ ば、現在、却炉に持ち込まれている小平市の軟質プラスチックゴミを 1000 t 減らす為に、新たなプ ラスチック処理施設に建設費 20 億、維持費年間 3 億をかけることに税金が投入されることに反対し ます。

②4項目に対する意見は全てを書ききれませんので、連絡協議会の中でその都度、意見質問をさせて 頂きます。

③ゴミ問題は無視できないことです。ただし、施設を作れば問題が解決することなんですが、現状が 変わっていないことも問題です。だからといって、施設ということにはならないと思う。施設をつく るなら、別の場所でもよいのでは。南側にも東側にも土地がありますよね(さくら苑のとなり?中小 企業大学校のとなり?)または、地下につくるとか。つくれないのであれば、対応を考えないといけ ないだけで、それでお金がかかってもしかたないという考え方はおかしい。東大和の現状(お金)を 考えると必要ないのではと思う。

④当日の配付資料が送られていませんのでお答えできません。委任した副理事長からは17日に理事 会で報告を受ける予定です。

ただ、要綱を決めないで、又、会長、副会長を決めないでいるのは、協議会の意味が無いと思いま す。(会長を選任して議事運営すると思っていましたが?)

傍聴要領(案)、各市のごみ処理の現状についても、資料がないので意見を述べられない。

地域委員・専任者 合計 32 名に送付・・・・・・ 回答者 18 名

内訳 郵送 13名

メール 3名

FAX 1名

電 話 1名